

『弁護士白書 2017 年版』お詫びと訂正

「弁護士白書 2017 年版」に下記の誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。

1. (p.40) 第 1 編 第 1 章 ⑧(2) 弁護士 1 人あたりの民事事件・家事事件数比較

弁護士 1 人あたりの事件数及び人口 10 万人あたりの事件数(民事通常訴訟事件・家事調停事件)

2016年							
弁護士会	民事事件（通常訴訟） 地方裁判所			家事事件（家事調停） 家庭裁判所			弁護士数（人） (2016. 12. 31)
	新受件数（件）	弁護士 1 人あたりの事件数（件）	人口 10 万人あたりの事件数（件）	新受件数（件）	弁護士 1 人あたりの事件数（件）	人口 10 万人あたりの事件数（件）	
札幌	3,018	3.9		3,919	5.1		773
函館	197	3.6	73.7	477	8.7	116.8	55
旭川	332	4.4		807	10.8		75
釧路	398	5.2		1,050	13.8		76
仙台	2,073	4.8	89.0	2,701	6.2	115.9	435
福島県	1,130	5.6	59.4	2,087	10.3	109.8	202
山形県	448	4.4	40.3	1,107	11.0	99.5	101
岩手	568	5.5	44.8	1,293	12.4	102.0	104
秋田	405	5.3	40.1	935	12.1	92.6	77
青森県	558	4.7	43.2	1,218	10.2	94.2	119
東京三会	47,556	2.6	349.1	15,527	0.9	114.0	18,117
神奈川県	8,182	5.2	89.5	9,760	6.2	106.7	1,574
埼玉	5,494	6.7	75.4	7,681	9.3	105.4	825
千葉	4,715	6.2	75.6	6,508	8.6	104.4	761
茨城	2,020	7.3	69.5	2,951	10.6	101.6	278
栃木	1,283	5.9	65.3	2,242	10.2	114.0	219
群馬	1,486	5.3	75.5	2,361	8.3	120.0	283
静岡	2,572	5.6	69.7	4,427	9.6	120.0	461
山梨	601	5.1	72.4	916	7.7	110.4	119
長野	1,316	5.5	63.0	2,181	9.0	104.5	241
新潟	1,050	3.8	45.9	1,839	6.7	80.4	275
愛知	8,330	4.3	111.0	8,531	4.4	113.6	1,928
三重	1,480	7.7	81.9	2,066	10.8	114.3	192
岐阜	1,187	6.2	58.7	2,119	11.1	104.8	191
福井	516	5.1	66.0	722	7.1	92.3	102
金沢	724	4.3	62.9	1,169	6.9	101.6	170
富山	565	4.8	53.3	1,134	9.6	106.9	118
大阪	15,172	3.4	171.8	10,065	2.3	113.9	4,439
京都	4,251	5.7	163.2	2,911	3.9	111.7	749
兵庫	5,631	6.3	102.0	6,024	6.7	109.1	900
奈良	1,159	6.9	85.5	1,566	9.3	115.5	169
滋賀	959	6.7	67.9	1,545	10.8	109.3	143
和歌山	790	5.5	82.8	1,056	7.3	110.7	144
広島	2,206	3.8	77.8	3,270	5.7	115.3	578
山口	1,015	5.9	72.8	1,464	8.6	105.0	171
岡山	1,815	4.7	94.8	2,557	6.6	133.5	390
鳥取	477	7.5	83.7	676	10.6	118.6	64
島根	344	4.3	49.9	624	7.8	90.4	80
香川	631	3.7	64.9	1,308	7.6	134.6	172
徳島	526	5.5	70.1	838	8.7	111.7	96
高知	427	4.9	59.2	827	9.4	114.7	88
愛媛	899	5.5	65.4	1,528	9.4	111.1	162
福岡	6,427	5.2	125.9	5,993	4.9	117.4	1,231
佐賀	664	6.7	80.2	775	7.8	93.6	99
長崎	798	5.0	58.4	1,449	9.0	106.0	161
大分	904	5.7	77.9	1,394	8.7	120.2	160
熊本	1,286	4.8	72.5	1,924	7.2	108.5	267
鹿児島	1,284	6.3	78.4	1,819	8.9	111.1	204
宮崎	842	6.0	76.8	1,393	10.0	127.1	140
沖縄	1,584	6.1	110.1	1,907	7.3	132.5	261
合計	148,295	3.8	3,867.0	140,641	3.6	5,167.3	38,739

2.(p.54) 第1編第2章⑦「弁護士人口の将来予測(シミュレーション)」

(p.55) 資料1-2-21 弁護士人口将来予測 -2019年に新規法曹を1,500人にした後に1,500人を維持- を、以下のとおり訂正いたします。

(p.54)

7 弁護士人口の将来予測 (シミュレーション)

次頁の表は、『弁護士白書2006年版』特集1「弁護士人口」の中で行った「弁護士人口の将来予測(シミュレーション)」の数値を更新し、再編集したものである。

この予想を行う前提として、近年の司法試験合格者数の推移及び日弁連の2012年3月15日付け「法曹人口政策に関する提言」の趣旨(司法試験合格者数をまず1,500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべき)を踏まえ、2018年以降の年間の司法試験合格者数を1,500人、その者たちが全て司法修習を終了し、新規法曹資格を得るものと仮定することとした。

また、過去の統計から、司法修習を終了した者の数と、弁護士会の新規弁護士登録者(司法修習生、元判事、元検事、その他)の数の割合が100対95(「表の見方5」参照)であることを前提として、その割合で弁護士数が増加するものとし、さらに43年前に新規弁護士登録をした者と同数の者が、43年後に実働法曹でなくなる(死亡、引退)(「表の見方2」参照)と仮定した。

なお、2016年の新規法曹資格者(司法修習終了者)は1,762人(『裁判所データブック2017』による)であり、2016年の司法試験合格者数は1,583人、2017年は1,543人であった。本シミュレーションでは、2016年から2018年の新規法曹資格者の数値については実数を採用した(2017年及び2018年の新規法曹資格者は、前年の司法試験合格者数が全て新規法曹資格を得るとの仮定に基づいている)。

同シミュレーションを見ると、実働法曹人口は2018年に4万4,719人となり、その後も年間司法試験合格者1,500人を維持していくと、法曹人口総数は、2062年に6万4,068人となって、新規法曹資格者と法曹でなくなる者が均衡し、安定する。このときの弁護士人口は5万7,464人と予想される。

表の見方

- ①法曹三者の総人口=前年の法曹三者の総人口+②新規法曹資格者-③43年前修習終了者として算出。
但し、2016年の「法曹三者の総人口」は、2015年12月現在の裁判官数2,755人(簡裁判事を除く)と2016年3月31日現在の検察官数1,930人(副検事を除く)に2016年3月31日現在の弁護士数3万7,680人(正会員)を足したもの。2017年の「法曹三者の総人口」は、2016年12月現在の裁判官数2,775人(簡裁判事を除く)と2017年3月31日現在の検察官数1,964人(副検事を除く)に2017年3月31日現在の弁護士数3万8,980人(正会員)を足したもの。
- 法曹資格取得者は43年後に法曹でなくなる(死亡、引退)と仮定した。この43という数字は、弁護士センサス2008(弁護士基礎データ調査)によると、弁護士の週の労働時間が40時間(1日8時間×平日5日間)未満の弁護士が71歳以上で過半数を超える(57.6%)ことから弁護士としての現役を70歳と設定し、また、1958年度から2008年度の間に修習終了直後に弁護士登録をした者の登録時の年齢の中央値が27歳であったことから、現役期間を27歳から70歳までの43年間とした。
- ③43年前修習終了者は、2019年までは『司法修習生便覧2006』(司法研修所発行)、2024～2059年は最高裁判所編『裁判所データブック2017』によるもの。但し、2060～2062年は仮定値である。
- ④弁護士人口=前年の弁護士人口+⑤弁護士増加数(前年比)として算出。但し、2016年及び2017年の「弁護士人口」は、各年3月31日現在(正会員)のもの。
- ⑤弁護士増加数(前年比)=②新規法曹資格者の95%-⑥43年前の新規弁護士登録者として算出。
同年度の司法修習終了者数(新規法曹資格者)の95%にあたる割合で弁護士数が増加すると仮定した。これは司法修習を終えた者の95%が弁護士になるという意味ではなく、司法修習終了者と元判事、元検事、その他のルートで弁護士になったものの合計が、その年の司法修習終了者の数の95%にあたる数に相当すると仮定したものである。95という数字は2006年に初めて弁護士人口の将来予測を行った年から遡って過去20年間(1986年～2005年)の平均値である。以来その数字を設定している。そして、43年前に新規弁護士登録をした者が43年後に死亡、引退などで弁護士ではなくなると仮定した。
- 2016年の「弁護士増加数」はこの年に弁護士登録請求がなされた人数の実数である。また、2017年の「弁護士増加数」は弁護士登録請求がなされた人数の実数が未確定のため上記5の計算式に基づく。
- ⑥43年前新規弁護士登録者は、日弁連調べによるもの。但し、2060～2062年は仮定値である。
- ⑦国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(平成29年4月10日公表)によるもの。但し、2016年の「国民人口推計」は、総務省統計局「人口推計」結果による2016年10月1日現在のもの。
- ⑧弁護士1人あたりの国民数は、⑦国民人口推計を④弁護士人口で除したものである。

資料1-2-21 弁護士人口将来予測－2019年に新規法曹を1,500人にした後1,500人を維持－

(2018年に司法試験合格者数1,500人)

年	①法曹三者 の総人口 (人)	②新規法曹 資格者 (前年の司法試 験合格者数) (人)	③43年前 修習終了者 (人)	④弁護士 人口 (人)	⑤弁護士 増加数 (前年比) (人)	⑥43年前 新規弁護士 登録者 (人)	⑦国民人口 推計 (千人)	⑧弁護士 1人あたりの 国民数 (人)
2016(H28)	42,365	1,762	493	37,680	1,880	522	126,933	3,369
2017(H29)	43,719	1,583	506	38,980	1,008	496	126,532	3,246
2018(H30)	44,719	1,543	543	39,908	928	538	126,177	3,162
2019(H31)	45,682	1,500	537	40,843	935	490	125,773	3,079
2024(H36)	50,832	1,500	484	45,693	933	492	123,161	2,695
2029(H41)	56,017	1,500	450	50,592	977	448	119,850	2,369
2034(H46)	61,122	1,500	506	55,339	960	465	116,033	2,097
2039(H51)	65,682	1,500	699	59,774	772	653	111,801	1,870
2044(H56)	68,502	1,500	975	62,682	538	887	107,326	1,712
2049(H61)	70,167	1,500	1,477	64,052	-26	1,451	102,819	1,605
2054(H66)	66,309	1,500	2,152	60,185	-646	2,071	98,342	1,634
2055(H67)	65,729	1,500	2,080	59,555	-630	2,055	97,441	1,636
2056(H68)	65,195	1,500	2,034	58,993	-562	1,987	96,534	1,636
2057(H69)	64,722	1,500	1,973	58,445	-548	1,973	95,622	1,636
2058(H70)	64,456	1,500	1,766	58,039	-406	1,831	94,702	1,632
2059(H71)	64,194	1,500	1,762	57,584	-455	1,880	93,775	1,628
2060(H72)	64,111	1,500	1,583	57,505	-79	1,504	92,840	1,614
2061(H73)	64,068	1,500	1,543	57,464	-41	1,466	91,897	1,599
2062(H74)	64,068	1,500	1,500	57,464	0	1,425	90,949	1,583

【注】2019(H31)年から2054(H66)年までは5年置きで表示。

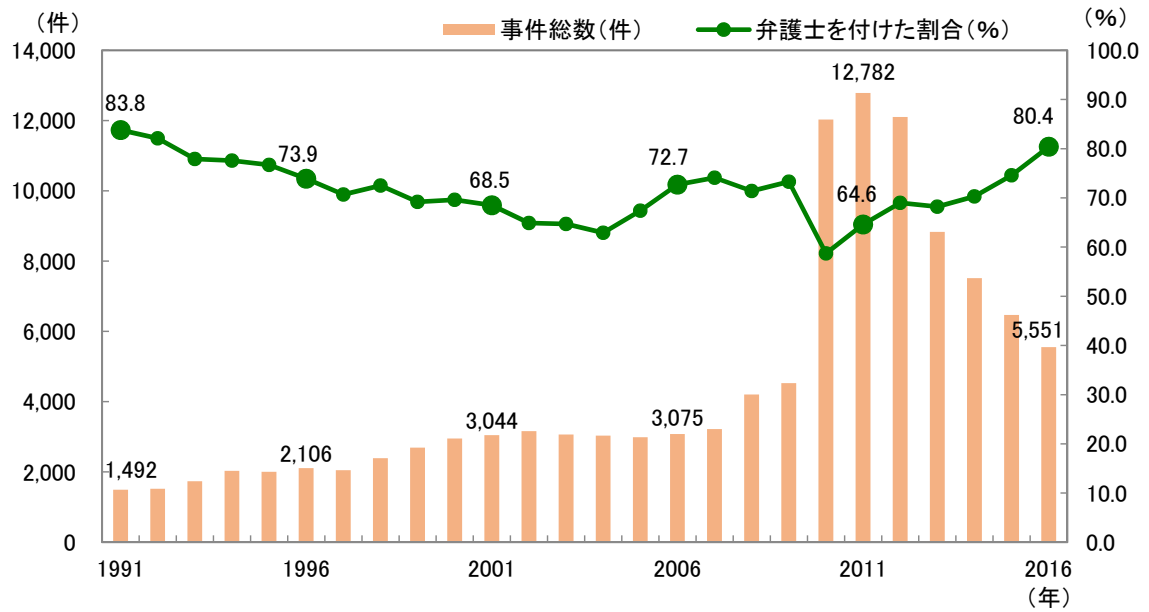
3. (p.104) 第2編第2章第1節 民事事件

⑥「控訴審（地方裁判所）通常訴訟事件における弁護士選任率の推移」

資料 2-2-1-17 控訴審通常訴訟事件における弁護士選任率の推移（地方裁判所）

グラフを、以下のとおり訂正いたします。

控訴審通常訴訟事件における弁護士選任率の推移（地方裁判所）



(誤)2007年 弁護士を付けた割合 69.4%

(正)2007年 弁護士を付けた割合 74.1%

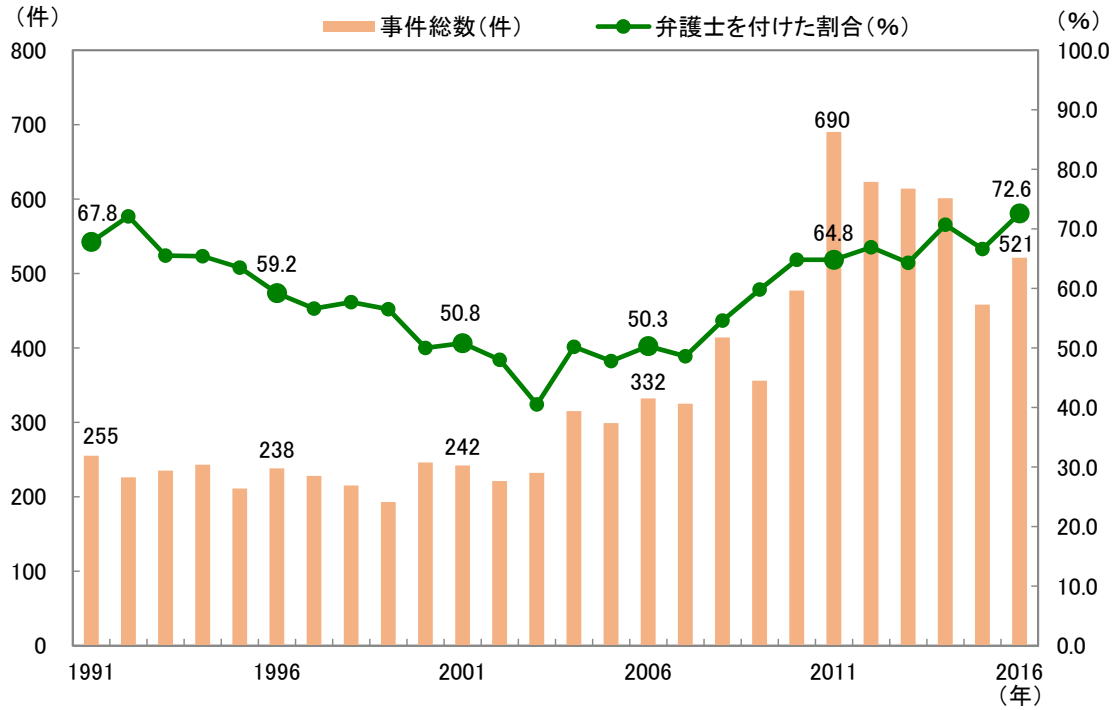
4. (p.105) 第2編第2章第1節 民事事件

⑧「上告審（高等裁判所）訴訟事件における弁護士選任率の推移」

資料 2-2-1-19 上告審訴訟事件における弁護士選任率の推移（高等裁判所）

グラフを、以下のとおり訂正いたします。

上告審訴訟事件における弁護士選任率の推移(高等裁判所)



(誤)2007年 弁護士を付けた割合 50.3%

(正)2007年 弁護士を付けた割合 48.6%